

報道関係者各位

令和4年8月29日

にぎわいのある地域づくりへ ～移住促進特別区域を募集～

市では「ITを活用した心が通う便利で心豊かな田舎暮らしができるまち」を目指し、移住・定住につながる各種施策を推進しています。

過疎化や高齢化が進む地域自らが移住希望者を積極的に受け入れるように、空き家情報バンク制度を導入するなど、移住者を地域ぐるみで受け入れる活動に対し支援をしています。

移住促進特別区域とは「京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例」に基づき、京都府の指定を受け、空き家の活用による移住の促進や地域の活性化に取り組む地域のことで、本市では加佐地域、大浦地域、池内地域の3地域（※1）が指定を受けています。

このたび、京都府の条例が改正され「移住促進特別区域」の指定要件が緩和されました。そこで、移住定住の推進により地域の活性化に取り組む地域を募集します。

【募集する地域の規模】

旧村か小学校区単位（対象となるエリアは市街化調整区域・都市計画区域外の地区、一部除外などは地域の同意があれば可能）

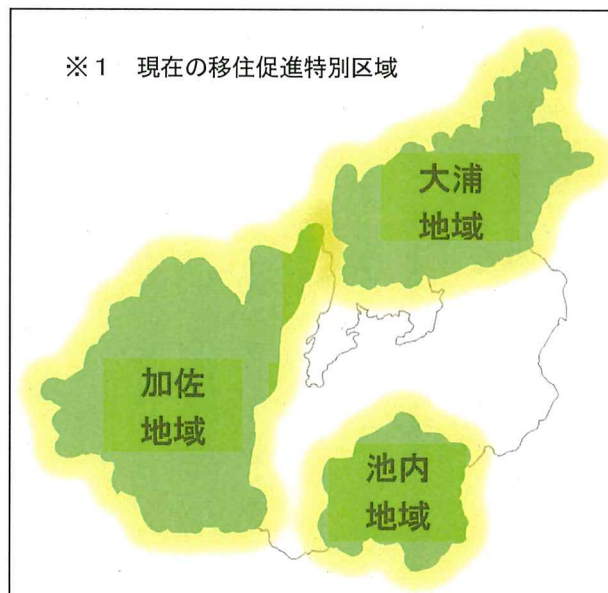
【募集要件】 次の全てに該当する地域

- ◇地域の人口が減少している
- ◇地域内に活用できる空き家が10軒以上ある
- ◇移住促進の取り組みが、地域課題の解決のために必要であると地域住民に理解されている
- ◇地域に移住者を受け入れるための組織（複数の自治会などによる連携組織（自治連、区長会、〇〇振興協議会など））があり、市と連携して活動できる

【補助制度】

- ◇移住者：空き家の改修費用 180万円（上限）
- ◇空き家所有者：家財道具の撤去費用 10万円（定額）
- ◇地域の団体：移住者の受け入れ 1万円（定額）
空き家の掘り起こし 3万円（定額）

※1 現在の移住促進特別区域



SDGs 未来都市

舞鶴市 移住・定住促進（担当：砂田・大内）
〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044
TEL:0773-66-1085、FAX:0773-62-5099
E-mail:iju-teiju@city.maizuru.lg.jp